

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

○公共測量の実施（四件）……………（都市整備局都市基盤部調整課）…

### 公告

○開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…

## 告示

### ●東京都告示第千二百七十三号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、足立区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和二年十月十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 足立区
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 足立区西新井一丁目及び西新井六丁目各  
地内
- 四 測量の期間 令和二年八月一日から令和三年二月十九日まで

日まで

### ●東京都告示第千二百七十四号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都第三建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和二年十月十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 中野区中野一丁目、中野二丁目、中央二丁目、中央三丁目及び中央四丁目各  
地内
- 四 測量の期間 令和二年八月三日から令和三年二月九日まで

### ●東京都告示第千二百七十五号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、大田区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和二年十月十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 大田区
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 大田区羽田空港一丁目及び羽田空港二丁目各  
地内
- 四 測量の期間 令和二年八月三日から令和三年一月十八日まで

### ●東京都告示第千二百七十六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、墨田区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和二年十月十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 墨田区
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量及び復旧測量（基準点））
- 三 測量の区域 墨田区緑二丁目、緑三丁目及び緑四丁目  
各  
地内
- 四 測量の期間 令和二年七月十五日から令和三年三月五日  
まで

## 公告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年十月十四日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

- 開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称 許可を受けた者の  
住所及び氏名
- 稲城市長峰二丁目二十九番 八王子市南大沢一丁目八番  
地二
- 大和ハウス工業株式会社  
支配人 田中 清彦

府中市小柳町三丁目十五番六、新宿区高田馬場三丁目四十  
同番六地先及び同番七

アイディホーム株式会社  
代表取締役 久林 欣也

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)  
電話 〇三(五三三二)一一一一

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

